

平成26年4月24日

於 教育委員会室

平成26年4月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成26年4月大和市教育委員会定例会

○平成26年4月24日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	朽名勇	こども部長	小山郁夫
文化スポーツ部長	金子正美	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	齋藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄	スポーツ課長	大軒邦彦
文化創造拠点開設準備室長	北島滋穂		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
日程第 1	（議案第17号）	大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について
日程第 2	（議案第18号）	大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
日程第 3	（議案第19号）	大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第 4 (議案第20号)  
7 そ の 他  
8 閉 会

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

開会 午前10時00分

- 青 蔭  
委員長 ただいまから、教育委員会4月定例会を開会します。  
会議時間は正午までとします。  
前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の会議録署名委員は、4番篠田委員、1番鈴木委員、それぞれよろしくお願ひします。  
続きまして、教育長からの報告を求めます。
- 滝 澤  
教育長 前月の定例会以降の動きについて、21項目ございます。  
6番、新採用教員の研修会が4月2日水曜日の14時から生涯学習センターでございました。62名の新採用教員に、私からは、いじめ防止の1点に絞って講義をしました。湯河原町の中学生が自殺した問題で、いじめが原因であったとの新聞報道が3月にございましたので、この事例を基に、困っている子供や心に闇を抱えた子供を教員が早期に発見し、早期に対応する重要性を中心に話をしました。新採用教員の研修でするので、教育とは何か、教職とは何かという広い視野に立った研修にしようかとも思いましたが、重要かつ喫緊の課題であるいじめ問題に特化して指導をいたしました。  
7番目、第1回の放課後寺子屋やまとコーディネーター連絡会が4月3日木曜日の9時半から分庁舎でございました。6名中、1名の勤務開始が4月5日となったことから、この日は5名が出席いたしました。コーディネーター6名の内訳は、元校長が5名、元総括教諭が1名です。連絡会では、放課後寺子屋やまとの趣旨、方向性の説明や事務連絡等を行いました。  
9番目、大和ロータリークラブからの下敷き贈呈式が4月3日木曜日の15時から市長応接室でございました。タウンニュースでも報道されましたが、下敷きは交通安全をテーマにしたもので、自転車安全利用五則など自転車の安全な利用方法などが記載されています。小学生全員分として、約1万2,000枚をお贈りいただき、既に、新年度に入ってから子どもたち一人一人に配布しております。児童の交通安全に寄与す

るものとして強く期待しております。

10番目、市教委主催の小中校長会を4月9日水曜日の14時から全員協議会室で開催し、今年度の事業の方向性の説明や3月議会の一般質問の報告などを行いました。

私からは、先ほどの新採用教員の研修会と同様に、いじめの防止について指導をしました。学校の怠慢やアンテナの低さが報道された湯河原町の事案を基に、学校長には一人一人の子どもに光を当てるようなマネジメントが求められていることを話しました。

また、学校訪問について、委員の皆様から各学校に対して具体的な資料を準備してほしいとの要請があることを伝えました。個人情報に関する資料はその場で返却するので、可能な限り具体的な議論ができるような準備をしてほしいと依頼しました。

さらに、学校訪問のテーマと校長の学校経営がどのように関わっているか、校長から直接説明してほしいと伝えました。

11番、学校運営担当者会を4月10日木曜日、14時から勤労福祉会館で開催しました。この会議は、各学校から教頭と教務担当の2人が出席するもので、私からは、先ほどと同様にいじめの防止について学校を挙げて取り組むよう伝えました。

17番、中学校教育研究会の定期総会が4月18日金曜日の14時から光丘中学校のアリーナで開催されました。こちらは、中学校の教員が一堂に会しての総会となります。私からは、いじめ・不登校問題の解消について指導という視点に立って挨拶をいたしました。

18番、退職校長会の定期総会が4月19日土曜日の12時から北京飯店で行われました。平成26年度の教育委員会の主な事業や予算について概略を説明するとともに、「夏休み子どもまなびや」について引き続き協力をいただくよう依頼してまいりました。

20番、青少年指導員連絡協議会定期総会が4月19日土曜日の18時30分から勤労福祉会館でございました。鈴木委員には、大和市の連絡協議会会長と神奈川県連絡協議会会長として、長年にわたりご尽力いただいていたまいりましたが、ここでそれぞれの役職を退かれることとな

りましたので、出席者からは積年のご功績に対する感謝の声が多く聞かれました。

鈴木委員、大変お疲れさまでございました。

21番、小学校教育研究会の定期総会が、4月23日の14時30分から生涯学習センターでございました。私からは、教職員の仕事の重責という視点で挨拶をいたしました。私が研究会の会長をしていた頃は、総会に来る教員はさほど多くなかったように記憶していますが、昨日の総会はとても出席者が多い印象を受けました。また若い教員が増えていることも感じました。深谷研究会長によると、部会でも若い教員が課題意識を持って研究会に参加しており、高い意欲を感じるということでした。小学校でも中学校でも、若い教員が研究会で意欲的に情報交換することで、研究会の意義がさらに強くなっていくと感じました。

一昨日の4月22日に市内の小中学校において、全国学力・学習状況調査が実施されました。全28校において小学校6年生、中学校3年生が無事に受験いたしましたので、報告いたします。

次回の定例会までの予定は6項目ございます。

4番、新任教頭研修会を5月1日木曜日の15時から開催します。今年度については11名の新任教頭がおります。年間を通して4回から5回の研修会を開催し、教頭としての心構えを中心に指導をしていきたいと思っております。

○青 蔭 教育長の報告が終わりました。質疑等ございましたら、よろしく  
委員長 いたします。

○鈴 木 小学校の入学式に出席いたしました。  
委 員 厳粛な式の中でも、担任の教員を和やかな雰囲気で紹介していたことが印象的でした。

保護者の方がとても多く、祖父母の方々も来られたのではないかと思います。新入学生の倍以上の保護者がいらっしゃいました。校門等で記念撮影をされる方が多く、開式が遅れてしまったことは、少し気になりました。

○石 川 私も入学式に出席しました。

委員 新1年生が本当にかわいくて、足をぶらぶらさせながらやっていました。若い教員が多いせいか、もう少しきちっと教えた方がいいのではないかという気がしましたが、入学式としてはとてもいい式だったと思いました。

○篠田委員 私も入学式に出席しましたが、2年生の児童が1年生を迎えるために歌を歌ったり、かけ声をかけたりする姿がとても立派で、1年でこんなに立派に成長するのかと強く感じました。1年生も見とれていたので、良い影響があると感じました。

鈴木委員がおっしゃっていたように、たくさんの保護者が参加しており、男性の出席者もとても多かったと思います。たくさんの方に、学校に関心を持っていただき、多くの目を向けていただきたいと感じました。

○青蔭委員長 私も出席しましたが、新一年生が、来賓の方々に対して驚くほどしっかりとお礼を言っていました。例えば自治会長が「今日はおめでとうございます」と言うと、皆で「ありがとうございました」と返事をするのですが、どなたがあいさつをされても、終始一貫、大きな声でお礼をしていました。

どうしてここまでできるのかと思ったのですが、幼稚園の園長先生にお話をお聞きしたら、徹底的に礼儀や挨拶を教えたとのことでした。また、何かをしてもらったら「ありがとうございました」と言うことを教育してきたとお聞きしましたので、校長には、ぜひ他の幼稚園の園長先生にもそのことを話してほしいとお伝えしました。

これまで何年間も入学式に出席してまいりましたが、新1年生が、視線を外さずに、相手を見て「どうもありがとうございました」としっかりとと言えることに驚きました。礼に始まり礼に終わると申しますが、そういったことを啓発していくことの大切さを強く感じました。ぜひ教育長にも、幼稚園の方々とお話し合いをすることがありましたら伝えてほしいと思います。

○滝澤教育長 おっしゃるとおりだと思います。

○青 蔭 他にございませんでしょうか。  
委員長 ないようですので、教育長に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青 蔭 それでは、議事に入ります。  
委員長 日程第1（議案第17号）「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化創造拠点開設準備室長。

○北 島 本案件は、前回定例会で大和市社会教育委員会議への諮問を審議いた  
文化創造 だいたいのものです。

拠点開設 既にご存じの委員もいらっしゃると思いますが、現地は解体工事が終  
準備室長 了しております。現地に行きますと、仮囲いがされていますので中は見えませんが、建物は全部除却をされて完全に更地になっています。現在は、インフラの整備等を行っており、水道管などを地下に埋める工事をしております。建物の工事につきましては、今年の7月に着工して、丸2年間行う予定です。

それでは、本件条例案の説明に入る前に、前回の繰り返しになりますが、全体像について若干説明をさせていただきます。

大和駅東側第4地区の公益施設については、条例上の呼称を文化創造拠点としており、これを構成する四つの施設、やまと芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内こども広場について、それぞれ条例を制定・改正することとなります。そのうち、教育委員会が所管する施設は図書館と生涯学習センターとなります。これは既にある施設の移転となりますので、設置条例の一部改正という形をとります。芸術文化ホールと屋内こども広場の条例については新規に制定します。現在の生涯学習センターにある社会教育施設としてのホールはなくなり、新しく文化芸術振興のためのホールができることとなります。

本件条例案については、今ご説明した4施設の管理運営を指定管理者に委ねるための、指定管理に係る手続きや全体の管理の考え方などを規

定しております。

本日は、ただいま私が説明する条例と、大和市立図書館条例、大和市生涯学習センター条例の3条例についてご審議いただきます。

本件議案は、条例案について今年18日に開かれた社会教育委員会議において諮問し、同日、適当である旨の答申をいただいたことから、6月市議会の議案として提出していただくよう教育委員会から市長に申し出るものでございます。

社会教育委員会議では、条例案に関する資料に加えパブリックコメントや説明会の結果などもご説明し、その上で、このような答申をいただいております。

条例案の概要を説明いたします。条例案は大きく分けて、条例の目的、指定管理に関する手続きの方法、審議会の設置という構成になっております。

目的の後段で「文化創造拠点を構成する施設の連携と融合を図ります。」と書いておりますが、四つの施設を一体的に運営することを管理運営基本計画等で定めており、そのことを規定したものです。それぞれの施設を違う指定管理者が運営するのではなく、全体を共同企業体のような形で、一つの指定管理者が運営することを想定しています。一体的な運営を図ることと、運営を民間の指定管理者に委ねることが、今回打ち出している大きな二つの方針となります。

施設構成につきましては先ほどご説明をした4施設となりますが、駐車場と駐輪場も地下に整備しますので、これらについては、便宜上、やまと芸術文化ホールの条例に規定することとしております。

指定管理者の指定の手続きにつきましては、文化創造拠点の施設を一体的に行うこととしております。

指定管理者の公募、選定基準、指定期間などは、本市が行ってきた従来の指定管理の考え方と同じです。指定管理者は公募による選定を基本とします。また、指定管理者の選定の基準については、平等利用の確保や施設の効用を最大限に発揮するものであることなど、4項目を定めております。指定期間は5年を超えない期間としており、基本的には5年

間と考えております。

続いて、この条例のポイントになる審議会でございます。

文化創造拠点については、先ほどご説明を差し上げたように、教育委員会の施設と市長部局の施設が混在することになります。異なる執行機関の施設を一体的に管理運営するために、指定管理者の選定と指定管理が始まった後の評価を一体的にする必要があります。そのために、条例により設置する一つの審議会でその審議を行えるようにするものです。

その役割を担う審議会ですが、委員の任期は2年、委員数については最大7人としています。委員構成は、(1) 市長が行う公募に応じた市民、(2) 知識経験を有する者、(3) その他市長が必要と認めた者の三つの区分とします。公募市民は、おそらくお一人になると思います。また、(2) の知識経験を有する者は、各施設を所管する審議会から一人ずつ参加していただくことを考えております。具体的には芸術文化ホールは文化芸術振興審議会、図書館と学習センターは社会教育委員会議、屋内子ども広場は子ども・子育て会議から委員を推薦いただきます。その他に、施設の管理運営全体に長けた方、例えば大学の教授や他の施設でそのようなことを経験された方を加えて委員を構成していきたいと考えております。

条例の概要については以上です。続いて、パブリックコメントの結果についてご報告します。

パブリックコメントは、3月3日から4月4日まで、33日間の日程で行いました。

募集の方法については通常どおり、広報等で行っております。

意見の提出状況ですが、意見者数が44名、それぞれの意見を分類した結果、意見の件数については158件となりました。

いただいた意見に対する市の考え方については、現在、取りまとめを行っており、公表は5月を予定しております。

この条例に関する意見の内容ですが、「指定管理者に委ねるのではなく市が直接運営すべき」「指定管理者の選定基準は何か、公益法人取得可能な業者を選んでほしい」「指定管理者の責務を条例に規定してほし

い」との意見がございました。

複数施設の設置条例にまたがる意見としては、「全体的に利用料金が  
高い」「受益者負担の考え方には反対である」「自主的な文化活動を支  
援するために利用料金を減額してほしい」との意見がございました。各  
施設設置条例への意見は、それぞれの議案で説明をさせていただきます  
が、全体的に利用料金に関する意見が多い状況です。

次に、説明会の結果報告をさせていただきます。

3月の週末に市民の方を対象に説明会を行いました。説明会では、条  
例の内容と施設の概要についてスライドを使って説明をいたしました。  
図書館では講演会がメインでしたが、各学習センターと合せて全6  
か所で実施し、それぞれ50名前後の参加をいただきました。このよう  
な説明会としては、比較的多くの方に集まっていたと考えており  
ます。その他にも、下鶴間連合自治会からの要請に基づき、別途説明会  
を開催しております。

これらの説明会においても、管理運営全体に対する意見や利用料金に  
関する意見が多くございました。

いただいた意見の中に「駐輪場は、子供は無料にすべきである」とい  
うものがございました。夏休みに子供が図書館に通うことがございま  
すが、1日100円かかると、毎日通った場合には3,000円になって  
しまいます。子供にとって大きな負担になるのではないかという趣旨の  
ご意見でした。実は、条例の利用料金の規定とは別に、何時間まで無料  
にするか、また、お子さんを無料にするかといったことは指定管理者と  
相談をして決めていくこととなります。この件は、少し考えなければい  
けないという印象を持ちましたので、先日、市長に報告した際にも、こ  
の件については検討をさせてほしいとお伝えしております。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろし  
委員長 くお願いいたします。

○石 川 条例の内容につきましては、前回、既に審議をして、社会教育委員会  
委員 議に諮問をしております。社会教育委員会議の審議の結果「適当と認め  
ます」との答申をいただきましたが、審議の内容としては具体的にどの

ようなご意見があったのでしょうか。

○北 島 文化創造拠点開設準備室長  
この条例に関しては、指定管理を行うことがポイントになります。パブリックコメントの中では、市が直営でやるべきとの意見もございましたが、社会教育委員会議の審議では、今の時代、必ず直営でやらなければいけないことはないだろうという意見など、指定管理者制度の活用については是としていく意見が大勢を占めておりました。

○青 蔭 委員長  
いかがでしょうか。他にございませんか。  
ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第17号について採決をいたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長  
異議なしということですので、議案第17号は可決いたしました。  
続きまして、日程第2(議案第18号)「大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。山崎生涯学習センター館長。

○山 崎 生涯学習センター館長  
本件につきましては、議案第17号と同様に、大和市社会教育委員会議から本件条例案について適当と認める旨の答申を受けたため、市議会に議案を提出していただくよう市長に申し出を行うものです。

改めて条例の主な改正内容についてご説明いたします。まず、大和市生涯学習センターの位置について、現在の場所から大和南1丁目8番1号に変更します。

また、大和市生涯学習センターの管理については、指定管理者に行わせることとします。

次に、開館時間については、現行どおりの午前9時から午後9時30分までとしております。ただし、市民交流ラウンジについては、日曜・祝日のみ午前9時から午後8時までとし、その他の日は午前9時から午後9時までとしております。

講習室、会議室の利用区分ですが、現行と同様に、6区分を設けて各2時間としております。二つ目と三つ目の区分の間に30分間、清掃等の時間を設けているのも現行と同じでございます。

休館日は、現行では毎週月曜日と12月29日から1月3日までとしておりますが、変更後は12月29日から1月3日までの6日間のみとなります。

会議室等の利用料金ですが、1部屋2時間当たりの金額を設定しております。指定管理者は、条例上の金額の範囲内で利用料金を決定することとなります。従って、この金額で決定となるものではありません。

具体的には、講習室が145人定員で、利用料金は2,500円です。大会議室は2室あり、55人の定員で1,600円。中会議室は25人定員で、1,000円です。

小会議室は5室あります。16人から18人の定員で、800円です。和室は24人定員で、1,000円です。

美術・工芸室については工芸の窯などがある部屋で、1部屋ございます。37人定員で2,200円です。

調理実習室については、37人定員で1,600円です。

ここまでが6階にある部屋です。

次に3階にあるスタジオですが、大、中、小の3か所ございます。大きいスタジオの定員が40人で利用料金が1,500円です。中ぐらいの部屋が定員5人で600円。一番小さい部屋は、定員2人で300円です。

2階の市民交流ラウンジは、一人1回2時間につき100円としています。

団体用の倉庫やロッカーについては、一区画一月1,000円とし、プロジェクターなどの備品については1回500円としています。

加算料金については、今までどおり、営利団体が使用する場合は利用料の2倍額とします。ただし、市民交流ラウンジ等は除きます。

利用料金の減免については、現在の制度を継続することを考えております。

続いてパブリックコメントの結果についてご報告します。

生涯学習センター条例に関しては、10件ほど意見がございました。内容ですが、利用料金について「無料にすべき」や「高い」という意見

が大部分を占めておりました。他には、利用時間について「1時から1時半の空き時間をなくしてほしい」などのご意見がありました。

次に、説明会でいただいたご意見ですが、こちらにつきましても利用料金が高いとの意見が多くありました。他には、「センターまつりは継続するのか」「会議室が少ないのではないか」とのご意見がございました。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく委員長 お願いします。

○鈴 木 利用料金について、どの程度が適正かを判断することは難しいと思委員 いますが、料金は条例の金額の範囲内で指定管理者が定めることとされています。指定管理者の応募者から利用料金の提案をしてもらって、その後指定管理者を決めるのか、先に指定管理者を決めてから利用料金を決めるのか、どちらでしょうか。

○山 崎 指定管理者が決まった後に、指定管理者が教育委員会の承認を得て決生涯学習 定します。

センター  
館 長

○石 川 利用料金について、市民の方から多くの意見をいただきました。これ委員 は上限額ではありますが、それを決めた算定根拠を市民にしっかりと説明しているのでしょうか。

○山 崎 利用料金については、年間の管理運営経費を算出したうえで稼働日数生涯学習 や受益者負担率に基づき算定したもので、その算定根拠についても市民センター の皆様には説明しております。

館 長

○石 川 比較的新しい渋谷学習センターの状況なども考慮したと認識していま委員 すが、管理運営経費に対する受益者負担率のみで算定しているのでしょうか。

○山 崎 算定に当たりましては、直近で使用料を定めた渋谷学習センターの受生涯学習 益者負担率を参考にしております。渋谷学習センターでは、管理運営経センター 費に対する受益者負担率が35%程度となっており、それをもとに今回

- 館 長 の利用料金を決めております。
- 石 川 直近の渋谷学習センターの受益者負担率を考慮したとのことですが、  
委 員 さらに他市の公共施設等との比較はしているのでしょうか。
- 山 崎 算定の基準として、他市の施設も参考にしておりますが、他市の同種  
生涯学習 の施設と比べても同程度の金額となっております。  
センター
- 館 長
- 石 川 私は、基本的には、受益者負担は仕方がないと思いますし、逆に、全  
委 員 て無料にすることは問題があると思います。減免制度もありますので、  
他市や大和市内の施設等との兼ね合いが整理されていれば、原案でよろ  
しいのではないかと思います。
- 青 蔭 教育長、いかがでしょうか。  
委員長
- 滝 澤 あくまでこれは上限額ですので、これでよろしいかと思います。  
教育長
- 青 蔭 他によろしいでしょうか。  
委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第18号について採決をいたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声）
- 青 蔭 異議なしということですので、議案第18号は可決いたしました。  
委員長 続きます、日程第3（議案第19号）「大和市立図書館条例の一部  
を改正する条例について」を議題といたします。  
細部説明を求めます。桜井図書館長。
- 桜 井 本件につきましては、議案第17号、議案第18号と同様に、大和市  
図書館長 社会教育委員会議から本件条例案について適当と認める旨の答申を受け  
たため、市議会の議案として提出していただくよう市長に申し出を行う  
ものです。  
主な改正内容について改めてご説明いたします。  
まず、施設の位置を現在の深見西一丁目2番17号から、大和南一丁

目8番1号へ変更します。

次に、図書館が行う事業内容として「図書館法第3条の各号に掲げる事業」と「図書館の設置目的に照らして必要な事業」を規定しております。

図書館の管理については、生涯学習センターと同様に、指定管理者に行わせることを規定します。

開館時間は、現行では午前9時から午後8時まで、土・日・祝日につきましては午後6時までとしております。移転後の図書館は、3階の児童開架につきましては、開館時間を午前9時から午後7時までとし、4階、5階については、平日は午前9時から午後9時まで、日曜・祝日につきましては、閉館時間を午後8時までとしております。

休館日ですが、現行では祝日を除く毎週月曜日のほか、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとしております。変更後は、1月1日と12月31日の二日間のみを休館日とします。施設の管理等により、臨時に閉館することはございますが、条例ではこのように規定します。

続いて、パブリックコメント及び説明会の結果について説明いたします。

パブリックコメントでは、大和市立図書館条例案に関する意見はございませんでした。

また、説明会では「現在の利用者カードは引き続き使えるのか」「学習席が80と少ない」「電子書籍は導入するのか」などの意見や質問をいただきました。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

○篠 田 委 員 これまで開館時間は午後8時まででしたが、3階の児童開架に関しては7時までと1時間短くなっています。駅前の立地ですので、夜間の外出について教育上の配慮をしているのかと思います。それは良いのですが、7時以降に大人が児童書の貸し出しを受けたい場合は、対応してもらえるのでしょうか。

○桜井 3階のフロアを7時で閉館しますので、一般の方は入ることができません。  
図書館長

ただし、4階、5階の一般開架では、本の予約や貸し出し等ができますので、7時以降につきましては、児童書は閉架とする運用を考えております。例えばお父さん、お母さんが7時以降に訪れたときには、一般開架で申し込みをしていただいて貸し出しをする形を考えております。

○篠田 条例ではこのような形で、開館時間を定めていますが、今後、市民の方に分かるように周知されるのでしょうか。例えば今、読み聞かせボランティアの方々が増えているかと思いますが、お勤めされている方などは少し遅くならないと図書館に行けない場合があると思いますので、図書館の案内などに、そのことを明記した方が良いと思います。

○金子 今、ご指摘いただいた件は、ホールを含めて、この拠点全体に関わる文化スポーツ部 長 ことですので、案内等については丁寧に細かく説明できるようなものを作っていきたいと考えております。図書館の児童書書架を閉架書庫として取り扱うことについても、パンフレット等を作成する中で、できるだけ分かりやすく記載していききたいと考えております。

○篠田 分かりました。

委員

○鈴木 大和市立図書館は大和市全体のセンター的な図書館になると思いますが、学習センターにある図書館との連携については、現在と全く変わらないということよろしいですか。

○桜井 学習センターの図書室は分館ではなく、公民館の中にある図書室という位置づけです。ただし、その蔵書については、図書館が選書し学習センター図書室に配置しております。

貸し出しのシステムについては、新図書館が指定管理者による管理運営になりましても、現在と変更はございません。

○青蔭 他の委員はいかがでしょうか。

委員長

(「いいです、はい」の声)

○青蔭 ないようでございますので、質疑、討論を終結いたします。

委員長 これより、議案第19号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第19号は可決いたしました。  
委員長 続きまして、日程第4(議案第20号)「大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬 塚 大和市奨学生選考審査会委員の任期は2年で、前任委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回の委嘱による任期は平成26年5月1日から平成28年4月30日までとなっております。

選考審査会の委員は、大和市奨学生選考審査会規則第2条により、民生委員の代表者、市立小学校の校長又は教頭の代表者、市立中学校の校長又は教頭の代表者と定められており、それぞれの選出母体から推薦していただいております。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

(「ありません」の声)

○青 蔭 ないようでございますので、質疑、討論を終結いたします。

委員長 これより、議案第20号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第20号は可決いたしました。

委員長

#### ◎その他

○青 蔭 各課で報告事項がございましたら、順次報告をしてください。

委員長 三学期制導入の周知について、久津間指導室長。

○久津間 3月の定例会にて、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について審議いただき、平成27年4月1日か  
指導室長

ら三学期制を導入することが決定しました。その周知について報告いたします。

まず、4月9日水曜日の小中学校校長会にて、二学期制導入の経緯から新しい三学期制の特徴、今後の予定などを記載した資料に基づき説明をしております。校長からは、教育委員会での議論の内容や結果を出すまでの教育委員の活動などについての質問、環境整備を求める声などがございました。

この日の説明を受け、各校長は、翌10日木曜日に、教職員に対して三学期制導入の説明を行っております。これに合わせ、教育委員会としては、検証協議会で新しい学期制を考える上で重視した点や、三学期制の特長などを記載した教職員宛ての文書を作成し、各校に配布しております。

11日金曜日には、三学期制導入の経緯や特徴等を記載した文書を、PTA会長宛てに配布しました。また、同じ文書を各学校の児童生徒を通じて全保護者に配布しております。

また、11日にはプレスリリースも行っております。

さらに、翌週の17日には、PTA会長研修会にてお時間をいただき、アンケート協力にお礼を申し上げるとともに、三学期制導入の経緯についてご説明いたしました。

○青 蔭 質疑、ご意見等がございましたら、お願いします。

委員長

○石 川 校長会で説明をされた際に、具体的にどのような質問が出て、どのようなお答えをされたのでしょうか。私は、校長会説明用の資料の内容にはやや不満があるのですが、それはそれとして、具体的にどのような意見が出たのか、お聞きしたいと思います。

委員

○久津間 資料を持ち合わせておりませんので、全てはお話しできませんが、まず、教育委員がどのような活動をされ、どのような審議をしたのかという質問がありました。また、学校で説明するに当たり、二学期制の導入の経緯や効果について、どのような判断をしたのか、またそのことについて教育委員から出た意見などについて質問がありました。

指導室長

これに対して、教育委員については、15～16回の勉強会や協議会を行ってきたこと、その中では他市への視察を行ったり、アンケートを一枚一枚読んだりしたことを説明しました。

また、二学期制導入の効果として学校が考えていたことが保護者等には伝わっていなかったこと、短い期間で評価することが再チャレンジにつながり有効であると判断したこと、授業時間数の確保については今後も継続していくことが大切であるといった議論をしたことをお伝えしました。

○石川委員 そのような説明で校長が納得し、三学期制導入への道筋をつけられたとお考えでしょうか。

○久津間指導室長 校長からは、かなり質問は出ましたが、それは、各校に持ち帰って説明するための質問が多かったと思っております。

○石川委員 納得されたと考えていいわけですね。

○滝澤教育長 三学期制に賛成する教職員は少ない状況ですから、納得したかどうかは分かりません。

ただ、教育委員が二学期制の成果と課題について市民、保護者、教職員のアンケートから分析し、協議を積み重ねて総合的に判断した結果、新しい三学期制に戻すべきと判断したことを校長に説明をいたしました。大事なことは、三学期制にして長期休業前に通知表を出していく環境を整えること、その中で子供たちが学力・学習の実態を自分で捉えて、次の学期へ向けて勉強していくことです。短いスパンで評価をすることについては、保護者からも強い要望がありました。

そのような説明をした中で、三学期制を導入することが妥当であることが委員の総意であることを理解してもらい、その上で校長が学校へ戻って、教育委員会が作成した文書に基づき教職員に対して説明をしたと理解しています。

○石川委員 前回、規則改正を決定しましたので、これからは、私たちではなく学校が実際に活動していくこととなります。やらされたという意識で、なかなか準備が進まないのでは困ります。今後とも、例えばプロジェクト

を立ち上げるに当たっては、丁寧な説明をしてほしいと思いますし、併せて教育環境の整備についても進めてほしいと思います。

○青 蔭 委員長 子供たちの成長にとっては教職員が一番大事ですから、今後、指導室がプロジェクトチームを組織していきますので、その中で教職員の意向を斟酌してほしいと思います。その上で、我々もできる限りの努力をすることが委員の共通認識だと思っております。

○篠 田 委 員 今後、新体制を作っていくところが一番大事になると思いますが、「平成26年8月を目途に、課業日の決定。」とありますので、もう間もなく決定することになると思います。各学校が特色を生かした行事設定等を行っている中では、全ての学校の状況を把握した上で、学校との連携を十分に図りながら決定していく必要があると思います。例えば中学校においては、試験の回数等によっても授業時数の確保に差が出ると思います。今後の、課業日の決定に向けた大まかな流れを教えてください。

○久津間 指導室長 プロジェクトチームを早急に立ち上げて、動きを作っていかななくてはならないと思っています。

課業日等、時間数の確保については、8月と説明しましたが、校長会では、もう少し早く示すよう意見が出ていましたので、早期に対応したいと考えています。

ただ、学校は、三学期制に移ることは分かっています。重要な事項を早目に伝えていくことは必要ですが、学校の細かな動きは、課業日が決まったから全てが決まるわけではありません。グランドデザインについては、もう動き始めていくことになると思っております。

ただ、丁寧な説明等はしていかななくてははいけませんし、細部について決めていかななくてはいけないことは確かだと思います。

○篠 田 委 員 分かりました。プロジェクトチームのメンバー構成が資料に示されていますが、全ての小中学校の意見を聞くことが大事だと思いますので、その連携をしっかりと図って、教職員の意見を聞き取ってほしいと思います。

○鈴 木 プロジェクトチームは何回か開催すると思っておりますので、その内容を迅

委員 速に教育委員にも知らせてほしいと思います。学期制のスムーズな移行のために、私たちも見守っていきたいと思います。

また、学校の教育環境の整備も進めてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○滝澤 今、指導室が準備をしているプロジェクトチームでは、8月を目途に、たたき台を作成する予定です。これは、あくまでたたき台で、教育課程の最終的な責任は校長にあります。校長の責任において、たたき台を斟酌しながら、学校の実情に合ったカリキュラムを作ることになりますので、教育委員会のたたき台のとおりにはならないと思います。

ただ、小中学校の状況を多面的に研究した上で、基本形については出していこうと考えています。

それから、校長から教育課程編成の指示を受けて作業する教務主任がおりますが、既に教頭・教務主任の研修会においては、例えば修学旅行の宿泊先の確保などは早く対応していかないと、8月を待っていたら間に合わなくなる可能性があることは伝えております。そのような大きな行事については早めに準備をしなければなりませんので、修学旅行や運動会の開催時期については、各学校において検討に着手するよう指導をしております。

また、新しい三学期制のカリキュラムを作っていく中では、特に課業日を増やすことが大きな課題になると思います。課業日を増やすことで、1週間をゆったりと学習できます。これまでも実施してきた、いわゆる大和方式ですが、それを充実させることが子供たちの学びの環境としてはいいのではないかと考えておりますので、今後、検討していきます。

それから評価の通知方法についても一つ課題になると思います。これについても同時にたたき台を作っていきたいと思います。

教職員の教育環境の整備については、委員の皆様から繰り返し出ておりますが、今回の校長会においてもそのような要望が複数ございました。これまでの委員のご指摘と方向性を同じくするものだと思っておりますので、強く推し進めていきたいと思います。

これは相当の財源が必要になりますので、今後、庁内調整を行ってまいります。また、27年度に全て完成するのではなく、内容によっては28年度に向けて進めていくものもあると考えております。

いずれにしても、子供の教育環境と教職員の指導環境については可能な限り整備をしていきたいと考えております。その際には、教育委員の皆様にも相談をさせていただき、そして知恵をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○青 蔭 委員長 大変だとは思いますが、教育長と教育部長には、努力をしてほしいと思います。

○滝 澤 教育長 三学期制の導入についてプレスリリースをしましたが、保護者や市民の方から問い合わせやご意見などがあつたか、補足してください。

○久津間 指導室長 保護者や市民の方から指導室に対して、三学期制の問い合わせ等は今のところ一件も入っておりません。

○青 蔭 委員長 ということでございます。  
この件につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 続きまして、「平成26年度大和市立小中学校の学校評議員の委嘱状況について」久津間指導室長。

○久津間 指導室長 学校評議員とは、学校教育法施行規則第49条及び第79条に規定されているもので、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べたり、学校関係者として学校評価に参加したりしております。

本年度の学校評議員の人数は、小学校は113名、中学校46名で、小中学校とも前年度より2名ずつ増えています。1校当たりの平均は、小学校で6.0人、中学校で5.1人となっております。男女の割合は、小学校は約3対2、中学校は5対4となっております。

選出については、ここ数年と同じで、小学校では民生委員・児童委員、自治会関係者が多く、中学校では元PTA関係者や自治会関係者が多い傾向が見られます。また、昨年と比べて特徴的な面として、学校関係者が評議員になるケースが多くございました。具体的には、中学校区内の小中学校で教職員がお互いの評議員になっているケースと、学区に

ある高等学校の校長が評議員になったケースがございました。

今年度新たに評議員となられた方の数ですが、小学校は29名、中学校は14名で、合わせて43名となっております。

以上が本年度の学校評議員の委嘱状況です。

昨年度の学校評議員会の活動状況について報告させていただきます。

評議員会の開催回数ですが、全体会の平均回数は、小学校で2.6回、中学校で2.3回でした。個別では、小学校は平均3.0回、中学校は5.2回の訪問が行われております。学校行事や学校へ行く週間の際に案内を出し、学校の教育活動を実際に見ていただいている学校が多く、学校行事への参観後に話し合う場を設けている学校も多くあります。

評議員会の具体的な協議内容をご説明します。1回目に学校教育目標、学校経営方針、教育計画や学校の現状等を説明・協議するケースが多くあります。特徴としては、昨年同様、小学校では登下校の安全対策などの協議が多く、中学校では生徒指導上の課題についての協議が多くございました。さらに、大和市の重点施策である読書活動や、いじめ・不登校対策についての協議が行われたとの報告も多くございました。また、年度末の評議員会では、保護者や児童生徒に学校の教育活動に関するアンケートを実施した結果を学校評価として提示し、それを資料として協議を行っている学校がほとんどでした。

各学校において個別の訪問が増えている点については、成果だと思えます。特に中学校において訪問回数の増加が顕著でした。

今後は、評議員の皆様が児童生徒の姿や学校の教育活動の実態を見た上で、学校から提示される課題に基づく全体会等を今までどおり行っていくのか、今までどおりではなく新しい形を求めていくのか、活動のあり方を検討することが大切になると思えます。引き続き、学校には評議員会の活性化に向けて働きかけを行いたいと思えます。

○青 蔭       ただいま説明が終わりました。何かご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

○鈴 木       私は、大和市で学校評議員制度ができてから昨年度まで実際に評議員

委員 として活動をしてまいりましたが、学校評議員制度がもう少し機能したらいいと思っております。

また、報告内容について、評議員の活動実績を具体的に資料に記載してほしいと思いましたので、よろしく申し上げます。

○青 蔭 次回はそのようにしてほしいと思います、よろしく申し上げます。

委員長 学校評議員につきましては、大変熱心な方がいらっしゃいます。以前も申し上げましたが、私のところに委嘱状をお持ちになって、紙の質をもう少し何とかしてほしいとおっしゃったことがありました。この辺りは、改善されているのでしょうか。

○久津間 その点については、しっかりした物に改善をしております。

指導室長

○青 蔭 ほかに、委員の方、よろしいでしょうか。

委員長

(「はい」の声)

○青 蔭 よろしいですか。

委員長 続きまして、「夢の教室」の開催について、大軒スポーツ課長。

○大 軒 JFAのこころのプロジェクト「夢の教室」については、平成25年度から新たに始めた事業で、日本サッカー協会と協定を結びまして、市立小学校5年生全クラスを対象に、「夢の教室」を開催するものでございます。内容については後ほどご説明しますが、大変、好評でございました。

スポーツ

課 長

また、中学校でも試験的に行った結果、中学校からもぜひ実施してほしいとの意見をいただきましたので、今年度については、小学校5年生に加えて、新たに中学校2年生の全クラスを対象に、「夢の教室」を開催してまいります。

「夢の教室」の内容ですが、現役のJリーグやなでしこリーグの選手、また、サッカーだけではなく多種目の現役選手や、そのOG、OBの方が、夢先生として小中学校に派遣され、時間割の2こまを使って実施します。夢を持つ大切さ、そして仲間と協力する大切さについての講義と、体を動かしながらチームワークを学ぶゲームのセットで行ってい

ます。

特にこの事業の良い部分として、夢のシートがございます。生徒が自分の将来の夢や、夢を叶えるために努力すること、「夢の教室」を受けた感想を書くものですが、それに対して、当日、夢先生となった選手が、一人一人の生徒に、メッセージを返してくれます。これは、大変いい思い出になります。

平成26年度の開催予定期間でございますが、小学校については、5月から翌年の1月までに58クラスで、中学校は、6月から12月までに50クラスで実施します。日程については、各学校の都合を聞いた上で、随時実施する予定でございます。

○青 蔭  
委員長 「夢の教室」につきまして、何か質疑等がございましたら。よろしく  
お願いします。

○鈴 木  
委 員 非常にいいことだと思いますが、これからも継続して実施していくと  
いうことでよろしいでしょうか。

○大 軒  
スポーツ  
課 長 ぜひ継続して行っていきたいと考えております。

○滝 澤  
教育長 対象となる児童生徒の人数は何人になりますか。

○犬 塚  
学校教育  
課 長 4月7日現在の人数ですが、昨年の授業を受けた5年生は今の6年生  
で、1,932人です。今年の5年生は1,875人で、中学校2年生  
は1,801人となります。

○滝 澤  
教育長 4,000人近くの子供たちに、良質な学習場面が提供されること  
になり、大変いいことだと思います。

これは要望ですが、1年間の事業が終わった時点で学校での授業の持ち方等について反省会を行って、課題点等があったら、次の年に向けて改善をしてほしいと思います。子供の学習場面になりますので、丁寧に対応するようお願いいたします。

○大 軒  
スポーツ 承知いたしました。

課 長

○青 蔭

よろしく申し上げます。

委員長

他によろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

委員の方から、何かございますか。

特にないようですので、5月定例会の日程をお知らせします。5月定例会は5月20日火曜日、午前10時を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

◎閉会

○青 蔭

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員長

これにて教育委員会4月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分